

「仙台市介護予防・日常生活支援総合事業の実施、当該事業を行う指定事業者の指定等及び当該事業に要する費用の額の算定に関する要綱」（令和 3 年 3 月 31 日健康福祉局長決裁）の一部を次のように改正する。

<u>現行</u>	<u>改正後</u>
第 1 章 総則 （趣旨） 第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（27 年厚生労働省告示第 196 号。第 3 条第 1 号ア(㌸) <u> </u>及び同号イ(㌸)において「指針」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号。次条において「法令等」と総称する。）に定めるもののほか、本市が行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施、当該事業を行う指定事業者の指定等及び当該事業に要する費用の額の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。 第 2 条 略 第 2 章 介護予防・日常生活支援総合事業の実施 （事業の内容） 第 3 条 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業として、次に掲げる事業を行う。 (1) 介護予防・生活支援サービス事業（第 1 号事業） ア 訪問型サービス（第 1 号訪問事業） (㌸) 訪問介護型サービス 省令第 140 条の 63 の 6 第 1 号イに該当するものとして第 15 条において定める基準に従い提供されるサービスで、旧介護予防訪問介護に相当するもの (㌹) 生活支援訪問型サービス 省令第 140 条の 63 の 6 第 2 号に該当するものとして第 16 条において定	第 1 章 総則 （趣旨） 第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（令和 6 年厚生労働省告示第 168 号。第 3 条第 1 号ア(㌸) <u> </u>及び同号イ(㌸)において「指針」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号。次条において「法令等」と総称する。）に定めるもののほか、本市が行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施、当該事業を行う指定事業者の指定等及び当該事業に要する費用の額の算定に関し、必要な事項を定めるものとする。 第 2 条 略 第 2 章 介護予防・日常生活支援総合事業の実施 （事業の内容） 第 3 条 市長は、介護予防・日常生活支援総合事業として、次に掲げる事業を行う。 (1) サービス・活動事業（第 1 号事業） ア 訪問型サービス（第 1 号訪問事業） (㌸) 訪問介護型サービス 省令第 140 条の 63 の 6 第 1 号イに該当するものとして第 15 条において定める基準に従い提供されるサービスで、旧介護予防訪問介護に相当するもの (㌹) 生活支援訪問型サービス 省令第 140 条の 63 の 6 第 2 号に該当するものとして第 16 条において定

める基準に従い提供されるサービスで、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準により提供されるもの (7) <u>住民主体による訪問型支え合いサービス</u> <u>本市が別に定める基準に従い提供されるサービスのうち、指針第2の4</u> <u>―(1)―の有償ボランティア等により提供される支援で、住民主体によるもの</u> (8) 訪問・通所連動型短期集中予防サービス <u>本市が別に定める基準に基づき提供されるサービスのうち、指針第2(1)</u> <u>―(2)―の保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6か月の短期間で行われるもの</u> イ 通所型サービス（第1号通所事業） (7) 通所介護型サービス 省令第140条の63の6第1号<u>イ</u>に該当するものとして第17条において定める基準に基づき提供されるサービスで、旧介護予防通所介護に相当するもの (8) 生活支援通所型サービス 省令第140条の63の6第2号に該当するものとして第18条において定める基準に基づき提供されるサービスで、旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準により提供されるもの (9) 訪問・通所連動型短期集中予防サービス <u>本市が別に定める基準に基づき提供されるサービスのうち、指針第2(1)</u> <u>―(2)―の保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6か月の短期間で行われるもの</u> ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業） (7) 従来型のケアマネジメント 省令第140条の63の6第1号に該当するものとして第19条において定	める基準に従い提供されるサービスで、旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準により提供されるもの (7) <u>住民主体による訪問型生活支援</u> <u>指針第2の4(1)③の規定による地域住民の主体的な活動を行う団体により支援が行われるもの</u> (8) 訪問・通所連動型短期集中予防サービス <u>指針第2(1)④の規定による保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6か月の短期間で行われるもの</u> イ 通所型サービス（第1号通所事業） (7) 通所介護型サービス 省令第140条の63の6第1号<u>イ</u>に該当するものとして第17条において定める基準に基づき提供されるサービスで、旧介護予防通所介護に相当するもの (8) 生活支援通所型サービス 省令第140条の63の6第2号に該当するものとして第18条において定める基準に基づき提供されるサービスで、旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準により提供されるもの (9) 訪問・通所連動型短期集中予防サービス <u>指針第2(1)④の規定による保健・医療の専門職により提供される支援で、3～6か月の短期間で行われるもの</u> ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業） (7) 従来型のケアマネジメント 省令第140条の63の6第1号に該当するものとして第19条において定
---	--

める基準に基づき提供されるケアマネジメントで、現行の介護予防支援に相当するもの (4) 初回型のケアマネジメント 省令第140条の63の6第2号に該当するものとして第20条において定める基準に基づき提供されるケアマネジメントで、現行の介護予防支援よりも緩和した基準により提供されるもので、基本的にサービス利用開始時のみ行われるもの (2) 一般介護予防事業 ア 介護予防把握事業 イ 介護予防普及啓発事業 ウ 地域介護予防活動支援事業 エ 地域リハビリテーション活動支援事業 (事業の実施方法) 第4条 前条第1号ア(7)及び(4)、同号イ(7)及び(4)並びに同号ウ（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）の事業は、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により実施する。 2 前条第1号ア(5)イ(4)及び同号ウ（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）の事業は、それぞれ、法第115条の47第4項及び第1項の規定により、その実施を本市が委託した者（次条第3項及び第4項において「受託者」という。）により実施する。 3 前条第1号ア(4)の事業は、本市が補助した有償ボランティア等により実施する。 第5条 略	める基準に基づき提供されるケアマネジメントで、現行の介護予防支援に相当するもの (4) 初回型のケアマネジメント 省令第140条の63の6第2号に該当するものとして第20条において定める基準に基づき提供されるケアマネジメントで、現行の介護予防支援よりも緩和した基準により提供されるもので、基本的にサービス利用開始時のみ行われるもの (2) 一般介護予防事業 ア 介護予防把握事業 イ 介護予防普及啓発事業 ウ 地域介護予防活動支援事業 エ 地域リハビリテーション活動支援事業 (事業の実施方法) 第4条 前条第1号ア(7)及び(4)、同号イ(7)及び(4)並びに同号ウ（居宅要支援被保険者に係るものに限る。）の事業は、法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により実施する。 2 前条第1号ア(5)イ(4)及び同号ウ（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）の事業は、それぞれ、法第115条の47第4項及び第1項の規定により、その実施を本市が委託した者（次条第3項及び第4項において「受託者」という。）により実施する。 3 前条第1号ア(4)の事業は、本市が<u>別に定める基準に基づき</u>補助した<u>地域住民の主体的な活動を行う団体</u>により実施する。 第5条 略
--	---

第3章 介護予防・日常生活支援総合事業を行う指定事業者の指定等

第1節 指定事業者の指定に係る手続等

第6条～第11条 略

第2節 指定事業者の情報の公表等

第12条～第14条 略

第3節 指定事業者による事業の基準

（訪問介護型サービスの基準）

第15条 省令第140条の63の6第1項の市町村が定める基準のうち訪問介護型サービスに係るもの（次項において「訪問介護型サービスの基準」という。）については、~~介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。第1章（第3条を除く。）及び第2章（第25条、第26条、第28条から第30条まで、第34条の2及び第37条第2項第2号の規定を除く。）に限る。）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「現行指定居宅サービス等基準」という。第3条、第28条、第30条から第32条まで、第34条の2、第36条の2、第37条の2及び第217条に限る。）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）の例による。~~

2 略

（生活支援訪問型サービスの基準）

第3章 介護予防・日常生活支援総合事業を行う指定事業者の指定等

第1節 指定事業者の指定に係る手続等

第6条～第11条 略

第2節 指定事業者の情報の公表等

第12条～第14条 略

第3節 指定事業者による事業の基準

（訪問介護型サービスの基準）

第15条 省令第140条の63の6 _____の市町村が定める基準のうち訪問介護型サービスに係るもの（次項において「訪問介護型サービスの基準」という。）については、省令第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年3月15日厚生労働省告示第84号。以下「指定相当サービス等基準」という。第1章、第2章（第23条及び第38条第2項第2号を除く。）及び第6章に限る。）に規定する基準（同告示の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 略

（生活支援訪問型サービスの基準）

第16条 省令第140条の63の6第1項の市町村が定める基準のうち生活支援訪問型サービスに係るもの（次項及び第3項において「生活支援訪問型サービスの基準」という。）については、次項及び第3項に定めるもののほか、~~旧指定介護予防サービス等基準（第1章（第3条を除く。）及び第2章（第3条から第6条まで、第8条、第11条、第15条、第21条、第25条から第30条まで、第34条の2、第37条第2項第2号及び第38条から第40条までを除く。）に限る。）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）及び現行指定居宅サービス等基準（第3条、第30条から第32条まで、第34条の2、第36条の2、第37条の2及び第217条に限る。）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）の例による。~~

2 生活支援訪問型サービスの基準は、次のとおりとする。

(1)～(10) 略

(11) 個別サービス計画は、既に~~ケアプラン~~が作成されている場合は、当該~~ケアプラン~~の内容に沿って作成しなければならない。

(12)～(13) 略

~~(14)~~ 生活支援訪問型サービス事業所の管理者は、第10号及び第12号に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

ア～キ 略

~~(15)~~ 訪問事業責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

第16条 省令第140条の63の6第1項の市町村が定める基準のうち生活支援訪問型サービスに係るもの（次項及び第3項において「生活支援訪問型サービスの基準」という。）については、次項及び第3項に定めるもののほか、指定相当サービス等基準（第1章、第2章（第3条から第5条、第7条、第10条、第22条、第23条、第24条、第39条から第41条を除く。）及び第6章に限る。）に規定する基準（同告示の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）の例による。

2 生活支援訪問型サービスの基準は、次のとおりとする。

(1)～(10) 略

(11) 個別サービス計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(12)～(13) 略

(14) 生活支援訪問型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(15) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(16) 生活支援訪問型サービス事業所の管理者は、第10号及び第12号に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

ア～キ 略

(17) 訪問事業責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

~~条において準用する場合に限る。）、第 96 条から第 99 条まで、第 101 条、第 102 条、第 104 条、第 105 条、第 106 条第 2 項第 2 号及び第 108 条から第 111 条までを除く。）に限る。）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）及び現行指定居宅サービス等基準（第 3 条、第 30 条の 2（第 105 条において準用する場合に限る。）、第 32 条（第 105 条において準用する場合に限る。）、第 36 条の 2（第 105 条において準用する場合に限る。）、第 37 条の 2（第 105 条において準用する場合に限る。）、第 101 条、第 103 条、第 104 条、第 105 条及び第 217 条に限る。）に規定する基準（同令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）の例による。~~

2 生活支援通所型サービスの基準は、次のとおりとする。

(1)～(16) 略

(17) 個別サービス計画は、既に~~ケアプラン~~が作成されている場合は、当該~~ケアプラン~~の内容に沿って作成しなければならない。

(18)～(19) 略

~~(20)~~ 生活支援通所型サービスに係る事業所の管理者は、第 16 号、第 18 号及び第 19 号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。

ア～ウ 略

3 略

第 19 条～第 21 条 略

~~る。）、第 26 条（第 61 条において準用する場合に限る。）、第 28 条から第 32 条（第 61 条において準用する場合に限る。）、第 36 条（第 61 条において準用する場合に限る。）及び第 37 条（第 61 条において準用する場合に限る。）までに限る。）、第 4 章（第 51 条、第 54 条から第 59 条まで、第 60 条（第 2 項第 2 号を除く。）及び第 61 条までに限る。）及び第 6 章に限る。）に規定する基準（同告示の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）の例による。~~

2 生活支援通所型サービスの基準は、次のとおりとする。

(1)～(16) 略

(17) 個別サービス計画は、既に~~介護予防サービス計画~~が作成されている場合は、当該~~計画~~の内容に沿って作成しなければならない。

(18)～(19) 略

~~(20) 生活支援通所型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。~~

~~(21) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。~~

~~(22) 生活支援通所型サービスに係る事業所の管理者は、第 16 号、第 18 号及び第 19 号に掲げるもののほか、次に掲げる業務を行うものとする。~~

ア～ウ 略

3 略

第 19 条～第 21 条 略

第4章 介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定

第22条～第25条 略

別表第6（第22条第1号関係）

訪問介護型サービス費（単位数表・留意事項）

A～G 略

H 介護職員処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問介護型サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 245 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 224 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 182 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 145 に相当する単位数

~~2—令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問介護型サービス事業所（注1の加算を算定~~

第4章 介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定

第22条～第25条 略

別表第6（第22条第1号関係）

訪問介護型サービス費（単位数表・留意事項）

A～G 略

H 介護職員処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問介護型サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 245 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 224 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 182 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 145 に相当する単位数

(削除)

しているものを除く。)が、利用者に対し、訪問介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 221 に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 208 に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 200 に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 187 に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 184 に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数 (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数 (8) 介護職員等処遇改善加算(V)(8) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 158 に相当する単位数 (9) 介護職員等処遇改善加算(V)(9) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 142 に相当する単位数 (10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) A から G (BCD 以外) までにより算定した単	
--	--

位数の1000分の121に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数	
別表第7（第22条第2号関係） 生活支援訪問型サービス費（単位数表・留意事項） A～G 略 H 介護職員処遇改善加算 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った生活支援訪問型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(I) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(II) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(III) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数	別表第7（第22条第2号関係） 生活支援訪問型サービス費（単位数表・留意事項） A～G 略 H 介護職員処遇改善加算 注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った生活支援訪問型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(I) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(II) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(III) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(IV) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数 (削除)

2—令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った生活支援訪問型サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、生活支援訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)—介護職員等処遇改善加算(V)(1) AからG（BCD以外）までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数 (2)—介護職員等処遇改善加算(V)(2) AからG（BCD以外）までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数 (3)—介護職員等処遇改善加算(V)(3) AからG（BCD以外）までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数 (4)—介護職員等処遇改善加算(V)(4) AからG（BCD以外）までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数 (5)—介護職員等処遇改善加算(V)(5) AからG（BCD以外）までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数 (6)—介護職員等処遇改善加算(V)(6) AからG（BCD以外）までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数 (7)—介護職員等処遇改善加算(V)(7) AからG（BCD以外）までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数 (8)—介護職員等処遇改善加算(V)(8) AからG（BCD以外）までにより算定した単位数の1000分の158に相当する単位数 (9)—介護職員等処遇改善加算(V)(9) AからG（BCD以外）までにより算定した単位数の1000分の142に相当する単位数	
--	--

(10) 介護職員等処遇改善加算(V)(10) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算(V)(11) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算(V)(12) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算(V)(13) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算(V)(14) A から G (BCD 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数 I～K 略	I～K 略
別表第 8（第 22 条第 3 号関係） 通所介護型サービス費（単位数表・留意事項） A～L 略 M 介護職員処遇改善加算 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所介護型サービス事業所が、利用者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(I) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 92 に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(II) A から L (B 以外) までにより算定した単位	別表第 8（第 22 条第 3 号関係） 通所介護型サービス費（単位数表・留意事項） A～L 略 M 介護職員処遇改善加算 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所介護型サービス事業所が、利用者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(I) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 92 に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(II) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 90 に相当する単位数

数の 1000 分の 90 に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 64 に相当する単位数 2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所介護型サービス事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 79 に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 74 に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算(V)(6) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数 (7) 介護職員等処遇改善加算(V)(7) A から L (B 以外) までにより算定した単	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 64 に相当する単位数 <u>(削除)</u>
---	--

位数の1000 分の 56 に相当する単位数 (8) ― 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の1000 分の 69 に相当する単位数 (9) ― 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の1000 分の 54 に相当する単位数 (10) ― 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の1000 分の 45 に相当する単位数 (11) ― 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の1000 分の 53 に相当する単位数 (12) ― 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の1000 分の 43 に相当する単位数 (13) ― 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の1000 分の 44 に相当する単位数 (14) ― 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の1000 分の 33 に相当する単位数	
別表第 9 （第 18 条第 2 項第 12 号及び第 22 条第 4 号関係）	別表第 9 （第 18 条第 2 項第 12 号及び第 22 条第 4 号関係）
生活支援通所型サービス費（単位数表・留意事項） A ～ K 略 L 介護職員処遇改善加算 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った生活支援通所型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	生活支援通所型サービス費（単位数表・留意事項） A ～ K 略 L 介護職員処遇改善加算 注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った生活支援通所型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算 (I) A から L (B 以外) までにより算定した単位

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 92 に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 90 に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 64 に相当する単位数 2 令和 7 年 3 月 31 日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った生活支援通所型サービス事業所(注 1 の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、生活支援通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算(V)(1) A から K (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(V)(2) A から K (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(V)(3) A から K (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 79 に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(V)(4) A から K (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 74 に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算(V)(5) A から K (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数	数の 1000 分の 92 に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 90 に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) A から L (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 64 に相当する単位数 (削除)
--	---

(6)―介護職員等処遇改善加算(V)(6) A から K (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数 (7)―介護職員等処遇改善加算(V)(7) A から K (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 56 に相当する単位数 (8)―介護職員等処遇改善加算(V)(8) A から K (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 69 に相当する単位数 (9)―介護職員等処遇改善加算(V)(9) A から K (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 54 に相当する単位数 (10)―介護職員等処遇改善加算(V)(10) A から K (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 45 に相当する単位数 (11)―介護職員等処遇改善加算(V)(11) A から K (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 53 に相当する単位数 (12)―介護職員等処遇改善加算(V)(12) A から K (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数 (13)―介護職員等処遇改善加算(V)(13) A から K (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 44 に相当する単位数 (14)―介護職員等処遇改善加算(V)(14) A から K (B 以外) までにより算定した単位数の 1000 分の 33 に相当する単位数 M～N 略	M～N 略
第 5 章 雑則 略 別表第 1 略 別表第 2 第 (15 条第 2 項第 1 号 (第 16 条第 3 項, 第 17 条第 2 項, 第 18 条第 3 項,	第 5 章 雑則 略 別表第 1 略 別表第 2 (15 条第 2 項第 1 号 (第 16 条第 3 項, 第 17 条第 2 項, 第 18 条第 3 項, 第 19 条第 2 項及び第 20 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。) 関係)

第 19 条第 2 項及び第 20 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。) 関係)	事業の運営についての重要事項（運営規程）
事業の運営についての重要事項（運営規程）	(1)～(12) 略
(1)～(12) 略	(13) 虐待の防止のための措置に関する事項
	(14) その他事業の運営に関する重要事項
(13) その他事業の運営に関する重要事項	

別表第 3 ～別表第 10（略）

別表第 3 ～別表第 10（略）	事業の運営についての重要事項（運営規程）
	(1)～(12) 略
	(13) 虐待の防止のための措置に関する事項
	(14) その他事業の運営に関する重要事項

別表第 3 ～別表第 10（略）

附 則

（実施期日）

1 この改正は，令和 7 年○月 1 日から実施する。